



各種手当・医療費助成制度をご存じですか



各種手当制度・医療費助成制度には支給・所得要件があるものも含まれます
詳しくは町ホームページをご確認ください

児童手当	18歳年度末までの児童を養育している父または母、父母に代って養育している方に、手当の支給を行います。
児童扶養手当	18歳の年度末までの児童を監護している母子父子家庭の父母または、父母に代って養育している方に、手当の支給を行います。
子ども医療費助成	18歳の年度末までの子どもの医療機会を確保するため、医療費の助成を行います。保険診療分の一部負担金を全額助成します。 ※生活保護受給者は対象外。対象年齢であっても婚姻されている場合は対象外
母子・父子家庭医療費助成	18歳の年度末までの児童を監護している母子父子家庭の父または母、児童(18歳の年度末まで)の医療機会を確保するため医療費の助成を行います。各種医療保険の対象となる医療費の自己負担分のうち、通院の場合で1件1,000円、入院の場合で1件2,000円を控除した額が申請により助成されます。 ※生活保護受給者は対象外
養育医療	身体の発達が未熟なまま出生した未熟児(出生体重2,000g以下の者。また、出生体重が2,000g以上でも、生活力が特に薄弱であり、養育医療給付に該当する諸症状がある場合)で医師が入院養育を必要と認めた乳児(1歳未満の者)に対し、養育に必要な医療を給付します。

問 子ども支援課 子ども給付係 ☎767-2193

特別児童扶養手当	20歳未満で一定の障がいがある児童を養育している父、母または養育者に、手当の支給を行います。
特別障害者手当	精神または身体に重度の障害を有する20歳以上の方に手当の支給を行います。 ※施設入所者、3か月以上入院している方は対象外
障害児福祉手当	精神または身体に重度の障害を有する20歳未満の方に手当の支給を行います。 ※施設入所者は対象外
障害者医療費助成	身体障害者手帳1級および2級、身体障害者手帳3級(内部機能障害のみ)、療育手帳Aを持っている方、特別児童扶養手当1級支給対象の方、精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方の医療機会を確保するため医療費の助成を行います。 ※生活保護受給者は対象外

問 地域福祉課 障がい福祉係 ☎767-2148

各種手当額が改正されます

4月から、手当の額が下記のとおり変更となります。

助成額	令和7年度(月額)	令和8年度(月額)
児童扶養手当 (全部支給)	46,690円	48,050円
児童扶養手当 (一部支給)	46,680円～ 11,010円	48,040円～ 11,340円

問 子ども支援課 子ども給付係 ☎767-2193

助成額	令和7年度(月額)	令和8年度(月額)
特別児童扶養手当 1級	56,800円	58,450円
特別児童扶養手当 2級	37,830円	38,930円
障害児福祉手当	16,100円	16,560円
特別障害者手当	29,590円	30,450円
経過的福祉手当	16,100円	16,560円

問 地域福祉課 障がい福祉係 ☎767-2148